

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="409 464 1222 667">農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想</p> <p data-bbox="694 1329 937 1373"><u>令和5年9月</u></p> <p data-bbox="614 1522 1018 1566">東 庄 町</p>	<p data-bbox="1659 464 2472 667">農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想</p> <p data-bbox="1923 1329 2205 1373"><u>平成27年2月</u></p> <p data-bbox="1860 1522 2264 1566">東 庄 町</p>

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第1	東庄町の概要	1
1	東庄町の概要	1
2	東庄町農業の概要	3
第2	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの指標	9
1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標	23
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	27
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	28
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	28
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	29
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	30
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	30
2	利用権設定等促進事業に関する事項	31
	(削除)	
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	37
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	39
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	40
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	40
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	41
第6	(削除)	
第7	その他	42

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第1	東庄町の概要	1
1	東庄町の概要	1
2	東庄町農業の概要	3
第2	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	10
2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	20
第4 (新規)		
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	24
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	24
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	24
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	30
1	(新規)	
1	利用権設定等促進事業に関する事項	26
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	32
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	32
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	35
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	36
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	36
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	37
第6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	38
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	38
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	38
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	38
第7	その他	43

第1 東庄町の概要

1 東庄町の概要

①～③ (略)

④交通

本町の道路網は北部を国道356号が東西に横断し、首都圏からは東関東自動車道と国道356号を利用すると、約1時間半の距離にある。

鉄道は、JR成田線が国道356号と並行して走っていて、町内には、笹川駅と下総橋駅があり、主に町民の通勤通学に利用されている。千葉駅迄の普通電車の所要時間は1時間30分程である。

また、_____東京行き的高速バスが運行されていて、大勢の人々が買い物などのために利用している。所要時間は上りで2時間20分程、下りで2時間程である。

農道の整備では、平成4年度から令和5年度の計画で事業が実施されている東総台地地区広域営農団地農道整備事業により、本町と銚子市と旭市を結ぶ広域農道が整備され、営農に係る農業用車両の移動や集出荷等流通の利便性向上が期待されているところである。

⑤～⑦ (略)

2 東庄町農業の概要

①～③ (略)

④ (削る)

④主要農畜産物作付飼養状況

⑤利用権設定等実績

⑥農地転用許可実績

⑦土地改良事業実施状況

⑧農業機械保有台数

第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 東庄町は、千葉県北東部に位置し、町の北部を利根川、黒部川が流れこの両河川流域と南部の干潟八万石に水田地帯が広がっている。町の農業は、水稻を基幹に、野菜・養豚が盛んである。また野菜については、こかぶが野菜生産の約7割を占め、産地を形成している一方、水耕みつばを中心とした養液栽培や、いちごなどの施設園芸が進んでいる。

今後も、こかぶを基幹品目として生産の振興を図るとともに、担い手を中心に施設整備を推進していく。併せて、高収益性の作物、作型を検討・導入し、地域として多品目産地化を図ることとする。稲作については規模拡大を志向する農家及び組織経営体に農地を集約しつつ、大規模化を推進する。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 東庄町の農業構造については、利根川の対岸の鹿島臨海工業地帯の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、小規模農家が減少して農

第1 東庄町の概要

1 東庄町の概要

①位置

②地勢

③気候

④交通

本町の道路網は北部を国道356号が東西に横断し、首都圏からは東関東自動車道と国道356号を利用すると、約1時間半の距離にある。

鉄道は、JR成田線が国道356号と並行して走っていて、町内には、笹川駅と下総橋駅があり、主に町民の通勤通学に利用されている。千葉駅迄の普通電車の所要時間は1時間30分程である。

また、最近では東京行き的高速バスが運行されていて、大勢の人々が買い物などのために利用している。所要時間は上りで2時間20分程、下りで2時間程である。

⑤人口等

⑥産業

⑦土地地目別面積

2 東庄町農業の概要

①農家数

②経営耕地規模別農家数

③年齢別農業就業者

④基幹労働力(男)150日以上の年齢別内訳

⑤主要農畜産物作付飼養状況

⑥利用権設定等実績

⑦農地転用許可実績

⑧土地改良事業実施状況

⑨農業機械保有台数

第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 東庄町は、千葉県北東部に位置し、町の北部を利根川、黒部川が流れこの両河川流域と南部の干潟八万石に水田地帯が広がっている。町の農業は、水稻を基幹に、野菜・養豚が盛んである。また野菜については、こかぶが野菜生産の約8割を占め、産地を形成している一方、水耕みつばを中心とした養液栽培や、いちごなどの施設園芸が進んでいる。

今後も、こかぶを基幹品目として生産の振興を図るとともに、担い手を中心に施設化を推進していく。併せて、高収益性の作物、作型を検討・導入し、地域として多品目産地化を図ることとする。稲作については規模拡大を志向する農家及び組織経営体に農地を集約しつつ、大規模化を推進する。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 東庄町の農業構造については、利根川の対岸の鹿島臨海工業地帯の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業化によって土地利用型農業を中心として農

業の担い手不足が深刻化している。農林業センサスの結果によると平成22年に販売農家数は743戸であった農家が、令和2年では480戸と10年間で263戸が減少し、その減少率は35.4%となっている。農業経営規模では平成22年に1ha未満の農家数が198戸から令和2年には119戸と79戸が減少し、その減少率は39.9%となり、小規模販売農家が大きく減少してきている。

また、一部の地域では、以前から農地の資産的保有化傾向が強かった安定兼業農家も、高齢化等により、認定農業者や農事組合法人への農地の流動化が加速してきている。

一方、農業就業人口が減少しているなか、農家子弟の新規就農者も極めて少ない状況が続き、65歳未満の基幹的農業従事者数は平成22年には総数1,041人中481人(46.2%)から令和2年には総数724人中249人(34.4%)と減少し高齢化傾向となってきており、労働力不足等による離農により農家戸数は、今後も引き続き減少していくものと予想され、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化や耕作放棄された農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるため、今後は遊休農地発生¹の未然防止と耕作放棄地の解消に努めながら農業経営の改善を計画的に進めようとする担い手へ農用地の円滑な利用集積を進めていく必要がある。

- 3 東庄町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、東庄町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たり520万円以上)、年間労働時間(主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置付け、その確保・育成に努める。また、農業経営体の大多数を占める家族経営での個別経営体では、主たる従事者となる経営主に加え、配偶者等の家族従事者や繁忙期の雇用確保などを通じて、1経営体当たり700万円程度の年間農業所得を確保しうる農業経営体の確保・育成に努めることとし、これらの経営体²が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 東庄町は、将来の東庄町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、東庄町は、農業協同組合、農業委員会、香取農業事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して東庄町が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進め、農地の利用集積・集約化を促進する。

また、これらの農地の流動化に関しては、担い手の確保や農地利用など、地域農業のあり方について集

業の担い手不足が深刻化している。農林業センサスの結果によると平成17年に販売農家数は871戸であった農家が、平成22年では743戸と5年間で128戸が減少し、その減少率は14.7%となっている。農業経営規模では平成17年に1ha未満の農家数が382戸から平成22年には198戸と184戸が減少し、その減少率は48.2%となり、小規模販売農家が大きく減少してきている。

また、一部の地域では、以前から農地の資産的保有化傾向が強かった安定兼業農家も、高齢化等により、認定農業者や農事組合法人への農地の流動化が加速してきている。

一方、農業就業人口が減少しているなか、農家子弟の新規就農者も極めて少ない状況が続き、65歳未満の農業従事者数は平成17年には総数2,526人中1,687人(66.8%)から平成22年には総数2,110人中1,335人(63.3%)と減少し高齢化傾向となってきており、労働力不足等による離農により農家戸数は、今後も引き続き減少していくものと予想され、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化や耕作放棄された農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるため、今後は遊休農地の未然防止と耕作放棄地の解消に努めながら担い手へ農用地の円滑な利用集積を進めていく必要がある。

- 3 東庄町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、東庄町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(1経営体当たり550万円以上)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置付け、その確保・育成に努める。また、これらの経営体²が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 東庄町は、将来の東庄町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、東庄町は、農業協同組合、農業委員会、香取農業事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して東庄町、東庄町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に東庄町北部にある新宿農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で

特に、大規模化をめざす経営体においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、日本政策金融公庫等の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 東庄町は、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関し、積極的に香取農業事務所・農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導、就農前後のフォローアップ等を行い、その情報を共有する。また、新規就農者育成総合対策事業の就農状況確認のための面接等によって香取農業事務所等関係機関を含めた関係者で新規就農者等の営農状況を把握し支援を効率的かつ適切に行うことのできる仕組みをつくる。

東庄町の令和元年 度から令和4年度 にかけての新規就農者は2人 である。このような状況のなか、国が掲げる新規就農し定着する農業者を1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標として年間450人を確保目標とすることを踏まえ、東庄町においては、年間2名程度を当該青年等の確保、育成を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値の目標は、他産業従事者の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり260万円程度）を目標とする。

このほか、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組として、就農相談から就農経営定着の段階まできめ細やかに支援していく事が重要であることから、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、農業事務所改良普及課や農業協同組合が重点的に指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に東庄町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、東庄町における主要な営農類型についてこれを示すこととされておりである。

なお、具体的な営農類型については次のページ以降のとおりである。

組織形態	営農類型
個別経営体 (※1)	水稲専作 野菜専作 　こかぶ ねぎ 露地野菜 　こかぶ（主業）、春夏だいこん又は春夏にんじん+水稲 施設野菜専作 　みつば トマト（養液栽培） 施設野菜専作 　観光、直売いちご 花き専作 　カーネーション 酪農専業 肉用牛専業 　乳牛種、F1種 養豚一貫経営専業

本政策金融公庫等の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 東庄町は、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関し、積極的に香取農業事務所・農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導、就農前後のフォローアップ等を行い、その情報を共有する。また、青年就農給付金 の就農状況確認のための面接等によって香取農業事務所等関係機関を含めた関係者で新規就農者等の営農状況を把握し支援を効率的かつ適切に行うことのできる仕組みをつくる。

東庄町の平成24年度から平成25年度にかけての新規就農者は10人である。このような状況のなか、国が掲げる新規就農し定着する農業者を1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標として年間450人を確保目標とすることを踏まえ、東庄町においては、年間5名程度を当該青年等の確保、育成を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値の目標は、他産業従事者の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営体当たり250万円程度）を目標とする。

このほか、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組として、就農相談から就農経営定着の段階まできめ細やかに支援していく事が重要であることから、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、農業事務所改良普及課や農業協同組合が重点的に指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に東庄町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、東庄町における主要な営農類型についてこれを示すこととされておりである。

なお、具体的な営農類型については次のページ以降のとおりである。

組織形態	営農類型
個別経営体 (※1)	水稲専作 野菜専作（こかぶ） 露地野菜（こかぶ）（主業） 春夏だいこん又は春夏にんじん+水稲 施設野菜専作（みつば） （養液栽培） 施設野菜専作（観光、直売いちご） 花き専業（カーネーション） 酪農専業 肉用牛専業（乳牛種・F1種） 養豚一貫経営専業

組織経営体 (※2)	水稻専作 営農組合、法人経営	組織経営体 (※2)	水稻専作
<p>※1) 個別経営体 「個別経営体」の経営形態は個人又は家族経営で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。 個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあつては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要である。</p> <p>※2) 組織経営体 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか又はこれと併せて農作業を受託する組織であつて、農事組合法人、有限会社、株式会社などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定している。</p>		<p>※1) 個別経営体 「個別経営体」の経営形態は個人又は法人____で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。 個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあつては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要である。</p> <p>※2) 組織経営体 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか又はこれと併せて農作業を受託する組織であつて、農事組合法人、有限会社____などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定している。</p>	

個別経営体 (家族経営)					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲専作	水田 20.0ha (自作地 2.0ha 借地 18.0ha) 受託作業 10ha 労働力 家族2名 (主たる従事者1名 補助1名)、 臨時雇用 1名	所得 708万円 労働時間 3,500時間 主たる従事者 1,800時間 補助者 1,500時間 雇用者 200時間	<資本装備> ・トラクター 40PS 60PS ・側条田植機 6条 ・自脱コンバイン 6条 ・乾燥機 20ha 規模 ・粃摺機5インチ ・計量器 ・ドライブハロー 3.4m ・プラウ 12×3 ・ロータリー 1.8m ・トラック 2t ・軽トラック ・モア・畔塗り機 ・作業舎 ・ビニールハウス ・フォークリフト ・播種機(300枚/時間) ・フレコンユニット <技術内容> ・稚苗移植 ・飼料用米生産における 多収品種の導入 ・適正な水管理 ・倒伏防止対策 ・有機米等の導入 ・乾燥調製作業の受託 ・畦畔管理の省力 ・省力技術の導入 ・ほ場の集積集約化	・長期間安定借地 ・ほ場の大区画化 ・用排水施設の完備 ・簿記の記帳 ・有利販売の工夫 ・家族経営協定の 締結	・定期的な休日 の実施 ・月給制 ・雇用の導入
算出の基礎					
1. 品目 水稲専作			5. 所得率 22.0%		
2. 規模 主食用 8.0ha 飼料用 12.0ha 受託 刈取、乾燥、調製 10ha			6. 単位規模当りの労働時間 16時間/10a		
3. 生産量 主食用 540kg/10a 飼料用米 630kg/10a			7. 総労働時間 3,500時間		
4. 単価 米 主食用 183円/kg 飼料用 10円/kg 飼料用米交付金 110,000円/10a 作業受託 刈取、乾燥、調製 43,200円/10			8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,500時間、雇用者 200時間		
			9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲専作	水田 14.0ha (自作地 2.0ha 借地 12.0ha) 受託作業 10ha 労働力 家族2名 (基幹1名 補助1名)	所得 555万円 労働時間 2,960時間 基幹 1,800時間 補助者 1,160時間	<資本装備> ・トラクター 40PS 60PS ・側条田植機 6条 ・自脱コンバイン 5条 ・乾燥機 26,40,50石 ・粃摺機5インチ ・計量器 ・ドライブハロー 3.4m ・プラウ 12×3 ・ロータリー 1.8m ・トラック 2t ・軽トラック ・モア ・作業舎 ・ビニールハウス <技術内容> ・稚苗移植 ・適正品種の組合せ ・適正な水管理 ・倒伏防止対策 ・有機米等の導入 ・乾燥調製作業の受託 ・畦畔管理の省力	・長期間安定借地 ・ほ場の大区画化 ・用排水施設の完備 ・簿記の記帳 ・有利販売の工夫 ・家族経営協定の 明文化	・定期的な休日 の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 水稲専作			5. 所得率 24.4%		
2. 規模 14.0ha 受託 刈取、乾燥、調製 10ha			6. 単位規模当りの労働時間 19時間/10a		
3. 生産量 540kg/10a			7. 総労働時間 2,960時間		
4. 単価 米 184円/kg 作業受託 刈取、乾燥、調製 43,200円/10a			8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,160時間		
			9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円		

個別経営体 (家族経営)					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
野菜専作 こかぶ	畑 1.3ha 露地 1.2ha 施設 0.1ha 労働力 家族 4名 (主たる従事者 1名 補助 3名) 雇用 1名	所得 700万円 労働時間 9,500時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 6,000時間 雇用者 1,500時間	<資本装備> ・パイプハウス ・トラクター 35PS 19PS ・深耕ロータリー ・動力噴霧器 ・播種機 ・野菜洗浄機 ・堆肥盤 ・作業場 ・予冷庫 ・トンネル資材一式 <技術内容> ・周年栽培 ・農地の集積 ・適正な品種構成 ・土づくり ・ハウスこかぶの技術 確立と品質向上	・ ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の 締結	・定期的な休日の 実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こかぶ			6. 単位規模当りの労働時間 250時間/10a		
2. 規模 3.8ha (うち施設 0.1ha×4回)			7. 総労働時間 9,500時間		
3. 生産量 4,000kg/10a			8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 6,000時間 雇用者 1,500時間		
4. 単価 120円/kg			9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		
5. 所得率 40%					

※この指標は、主たる従事者 1人当たり 520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1経営体当たり 700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
野菜専作 こかぶ	こかぶ 3.5ha 露地 3.1ha 施設 0.4ha 労働力 家族 3名 (基幹 1名 補助 2名) 雇用 1名	所得 554万円 労働時間 6,800時間 基幹 2,000時間 補助者 3,600時間 雇用者 1,200時間	<資本装備> ・パイプハウス ・トラクター 35PS 19PS ・深耕ロータリー ・動力噴霧器 ・ ・野菜洗浄機 ・堆肥盤 ・予冷庫 ・トンネル資材一式 <技術内容> ・周年栽培 ・ ・適正な品種構成 ・土づくり ・ハウスこかぶの技術 確立と品質向上	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定に よる担当作業の 明文化	・定期的な休日の 実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こかぶ			6. 単位規模当りの労働時間 194時間/10a		
2. 規模 3.5ha (うち施設 0.1ha×4回)			7. 総労働時間 6,800時間		
3. 生産量 4,000kg/10a			8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,600時間 雇用者 1,200時間		
4. 単価 110円/kg			9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円		
5. 所得率 36%					

個別経営体（家族経営）						(新規)
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様	
野菜専作 ねぎ	ねぎ 2.0ha 露地 2.0ha	所得 700万円 労働時間 8,000時間	<資本装備> ・パイプハウス ・トラクター ・深耕ロータリー ・動力噴霧器 ・管理機 ・掘取機 ・根葉切り機 ・皮むき機 ・作業場 ・播種機 <技術内容> ・稚苗移植栽培 ・適正な品種構成 ・土づくり ・省力機械の導入	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制	
算出の基礎						
1. 品目 ねぎ	2. 規模 2.0ha	3. 生産量 3,500kg/10a	4. 単価 300円/kg	5. 所得率 35%	6. 単位規模当りの労働時間 400時間/10a	
					7. 総労働時間 8,000時間	
					8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 4,000時間 雇用者 2,000時間	
					9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円	
<p>※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。</p>						

個別経営体 (家族経営)					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 こかぶ (主業) 春夏だい こん又は 春夏にん じん + 水稲	畑 1.4ha 自作地 0.4ha 借入地 1.0ha 水田 1.0ha 自作地 1.0ha 労働力 家族3名 (主たる従事者1名 補助2名) 雇用1名	所得 708万円 労働時間 8,000時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 4,000時間 雇用者 2,000時間	<資本装備> ・パイプハウス ・トラクター 35PS 19PS ・深耕ロータリー ・動力噴霧器 ・野菜洗浄機 ・堆肥盤 ・作業場 ・予冷庫 ・播種機 ・トンネル資材一式 ・側条施肥田植機 (RC利用) ・コンバイン(RC利用) ・ダンプトラック2t(RC利用) ・キャバスターまたはリフト <技術内容> ・こかぶを基幹とし、 年間3.6ha作付けする。 ・土づくりを兼ね、輪 作体系を確立して いく。	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の 締結	・定期的な休日の 実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こかぶ+だいこん又はにんじん+水稲			5. 所得率 こかぶ 36.5%、だいこん・にんじん 40% 水稲 10%		
2. 規模 こかぶ 2.8ha(1.4ha×2回転) だいこん 0.4ha 又は にんじん 0.4ha 水稲 1.0ha			6. 単位規模当りの労働時間 こかぶ 250時間/10a だいこん 200時間/10a にんじん、120時間/10a、 水稲 20時間/10a		
3. 生産量 こかぶ 4,000kg/10a 水稲 540kg/10a だいこん 7,500kg/10a、 にんじん 5,500kg/10a			7. 総労働時間 8,000時間		
4. 単価 こかぶ 120円/kg 水稲 183円/kg だいこん 95円/kg にんじん 130円/kg			8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 4,000時間 雇用者 2,000時間		
			9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 こかぶ (主業) 春夏だい こん又は 春夏にん じん + 水稲	畑 3.2ha 水稲 1.0ha	所得 550万円 労働時間 6,310時間 基幹 2,000時間 補助者 3,610時間 雇用者 500時間	<資本装備> ・パイプハウス ・トラクター 35PS 19PS ・深耕ロータリー ・動力噴霧器 ・野菜洗浄機 ・堆肥盤 ・予冷庫 ・播種機 ・トンネル資材一式 ・施肥田植機 (RC利用) ・コンバイン(RC利用) ・ダンプトラック2t(RC利用) ・ <技術内容> ・こかぶを基幹とし、 年間3.2ha作付けする。 ・土づくりを兼ね、輪 作体系を確立して いく。	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定に よる担当作業の 明文化	・定期的な休日の 実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こかぶ+だいこん又はにんじん+水稲			5. 所得率 こかぶ 39%、だいこん・にんじん 45%、水稲 10%		
2. 規模 こかぶ 2.8ha 水稲 1.0ha だいこん 40a 又は にんじん 35a			6. 単位規模当りの労働時間 こかぶ、だいこん、にんじん 194時間/10a 水稲 20時間/10a		
3. 生産量 こかぶ 3,500kg/10a 水稲 540kg/10a だいこん 6,500kg/10a、 にんじん 4,000kg/10a			7. 総労働時間 6,310時間		
4. 単価 こかぶ 120円/kg 水稲 184円/kg だいこん 78円/kg にんじん 126円/kg			8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,610時間 雇用者 500時間		
			9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円		

個別経営体（家族経営）						個別経営体					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様	営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜専作 みつば (養液栽培)	ハウス 55a 労働力 家族3名 (主たる従事者1名 補助2名) 雇用4名	所得 726万円 労働時間 7,700時間 主たる従事者 1,400時間 補助者 2,800時間 雇用者 3,500時間	<資本装備> ・温室 ・湛液型養液栽培装置 ・複合環境制御装置 ・養液コントローラー ・自動包装机 ・下葉取り機 ・自動梱包機 ・パソコン ・パネル洗浄機 ・予冷庫 ・育苗室 ・作業場 ・トラック <技術内容> ・雇用者の栽培管理への参入 ・夏期の品質向上と安定生産	・パソコンの利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品、多収 ・量販店への契約販売 ・販売組織の充実 ・機械化による省力 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制	施設野菜専作 みつば (養液栽培)	ハウス 55a 労働力 家族3名 (基幹1名 補助2名) 雇用4名	所得 550万円 労働時間 11,990時間 基幹 2,000時間 補助者 3,990時間 雇用者 6,000時間	<資本装備> ・温室 ・湛液型養液栽培装置 ・複合環境制御装置 ・養液コントローラー ・自動包装机 ・下葉取り機 ・自動梱包機 ・パソコン ・パネル洗浄機 ・予冷庫 ・育苗室 <技術内容> ・雇用者の栽培管理への参入 ・夏期の品質向上と安定生産	・パソコンの利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品、多収 ・量販店への契約販売 ・販売組織の充実 ・機械化による省力 ・家族経営協定による担当作業の明文化	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎						算出の基礎					
1. 品目 みつば養液栽培 2. 規模 3.3ha (0.55ha×6回転) 3. 生産量 2,000kg/10a 4. 単価 500円/kg 5. 所得率 22%			6. 単位規模当りの労働時間 1,400時間/10a 7. 総労働時間 7,700時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 2,800時間 雇用者 3,500時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円			1. 品目 みつば養液栽培 2. 規模 55a 3. 生産量 15,500kg/10a 4. 単価 460円/kg 5. 所得率 14%			6. 単位規模当りの労働時間 2,180時間/10a 7. 総労働時間 11,990時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,990時間 雇用者 6,000時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円		
※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。											

個別経営体（家族経営）						(新規)
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様	
施設野菜専作 トマト (養液栽培)	ハウス 50a 労働力 家族3名 (主たる従事者1名 補助2名) 雇用4名	所得 728万円 労働時間 11,000時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 3,000時間 雇用者 6,000時間	<資本装備> ・ハウス ・トラクター ・養液栽培装置 ・暖房機 ・炭酸ガス施用機 ・環境測定器 ・パソコン ・育苗ハウス ・作業場 <技術内容> ・養液分析による合理的な施肥 ・環境制御技術の改善 ・機械による省力化	・パソコンの利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品、多収 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制	
算出の基礎						
1. 品目 長期どりトマト 2. 規模 50a 3. 生産量 26,000kg/10a 4. 単価 280円/kg 5. 所得率 20%			6. 単位規模当りの労働時間 2,200時間/10a 7. 総労働時間 11,000時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,000時間 雇用者 6,000時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円			
※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。						

個別経営体（家族経営）					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜専作 観光、直売いちご	ハウス 40a 労働力 家族3名 (主たる従事者1名 補助2名) 雇用2名	所得 722万円 労働時間 7,400時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 3,800時間 雇用者 1,600時間	<資本装備> ・ハウス ・自動かん水装置 ・加温装置 ・管理作業機 ・複合環境制御装置 ・トラクター 20PS (ロータリー、バケット、 マニュアルレクタール) ・畔上げ機 ・パソコン ・小型ポット育苗システム ・予冷庫 ・トラック ・直売所 <技術内容> ・苗生産の省力化 ・病虫害防除の省力化 ・土壌分析による合理的施肥	・パソコンの利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品、多収 ・定期的な研究会の開催 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 いちご			6. 単位規模当りの労働時間 1,850時間/10a		
2. 規模 40a			7. 総労働時間 7,400時間		
3. 生産量 4,000kg/10a (販売量は3,500kg)			8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,800時間 雇用者 1,600時間		
4. 単価 1,300円/kg 観光200,000円/10a			9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		
5. 所得率 38%					

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜専作 観光、直売いちご	ハウス 40a 労働力 家族3名 (基幹1名 補助2名) 雇用2名	所得 550万円 労働時間 7,400時間 基幹 2,000時間 補助者 3,800時間 雇用者 1,600時間	<資本装備> ・ハウス ・自動かん水装置 ・加温装置 ・管理作業機 ・複合環境制御装置 ・トラクター 20PS (ロータリー、バケット、 マニュアルレクタール) ・パソコン ・小型ポット育苗システム ・予冷庫 ・トラック <技術内容> ・苗生産の省力化 ・病虫害防除の省力化 ・土壌分析による合理的施肥	・パソコンの利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品、多収 ・定期的な研究の実施 ・家族経営協定による担当作業の明文化	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 いちご			6. 単位規模当りの労働時間 1,850時間/10a		
2. 規模 40a			7. 総労働時間 7,400時間		
3. 生産量 3,800kg/10a (販売量は3,100kg)			8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,800時間 雇用者 1,600時間		
4. 単価 1,200円/kg 観光200,000円/10a			9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円		
5. 所得率 35%					

個別経営体（家族経営）					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
酪農専業	経産牛 35頭 育成 15頭 経営面積 3.0ha 労働力 家族2名 (主たる従事者1名 補助1名) 臨時雇用2名	所得 702万円 労働時間 5,700時間 主たる従事者 1,800時間 補助者 1,700時間 雇用者 2,200時間	<資本装備> ・牛舎 ・育成舎 ・堆肥舎 ・自動給餌機 (コンプレットフィーダー) ・バルククーラー ・トラクター ・コーンハーベスター ・バキュームカー ・ダンプ 2t ・マニアスプレッター ・ショベルローダー ・プラウ ・発酵処理施設 ・尿留 ・サイロ ・播種機(トウモロコシ播種用) ・消毒機械 <技術内容> ・タイストールパイプライン方式 又はフリーストールミルキング パーラー方式 ・TMR方式 ・検定による優良斉一性のある牛群 ・未利用資源の活用 ・パソコンによる飼料 給与・牛群管理 ・稲 WCS、飼料用米 利用	・未利用資源 (イワラ等)の 活用 ・飼料生産大型 機械の共同利 用、委託 ・自給飼料生産 ほ場の団地化 ・耕作放棄地等 (借地)の積 極的利用 ・雇用労働力の 活用 ・家族経営協定 の締結 ・衛生管理記帳 の実施	・ヘルパーの利 用 ・月給制 ・定期的な休日の 実施
算出の基礎					
1. 品目 酪農	2. 規模 経産牛 35頭 (うち搾乳牛 30頭)	3. 生産量 8,800kg/経産牛 1頭	4. 単価 114円/kg	5. 所得率 20%	6. 単位規模当りの労働時間 経産牛 1頭当たり 131時間/年 7. 総労働時間 5,700時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,700時間 雇用者 2,200時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円

※この指標は、主たる従事者 1人当たり 520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1経営体当たり 700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
酪農専業	経産牛 30頭 育成 15頭 経営面積 3.0ha 農場副産物 1頭あたり 105,000円 労働力 家族3名 (基幹1名 補助1名) 雇用1名	所得 555万円 労働時間 4,050時間 基幹 1,800時間 補助者 1,700時間 雇用者 550時間	<資本装備> ・牛舎 ・育成舎 ・ ・自動給餌機 (コンプレットフィーダー) ・バルククーラー 3,000kg ・トラクター ・コーンハーベスター ・バキュームカー ・ダンプ 2t ・発酵処理施設 ・尿留 ・サイロ ・ ・畜舎消毒施設 <技術内容> ・スタンションパイプライン方式 又はフリーストールミルキング パーラー方式 ・TMR方式 ・検定による優良斉一性のある牛群 ・未低利用資源の活用 ・パソコンによる飼料 給与牛群管理 ・	・未利用資源 (イ ワラ等)の活用 ・飼料生産大型 機械の共同利 用、委託 ・自給飼料生産 基盤の団地 化 ・未利用地 (借 地)の積極的 利用 ・雇用労働力の 活用など ・家族経営協定 の明文化 ・衛生管理記帳 の実施	・ヘルパーの利 用 ・月給制 ・定休日の実施
算出の基礎					
1. 品目 酪農	2. 規模 経産牛 30頭	3. 生産量 8,500kg/経産牛 1頭	4. 単価 100円/kg	5. 所得率 20.5%	6. 単位規模当りの労働時間 経産牛 1頭当たり 135時間/年 7. 総労働時間 4,050時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,700時間 雇用者 550時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円

個別経営体 (家族経営)					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
肉用牛専業 乳牛種・F1種	飼養頭数 200頭 経営面積 3.0ha 労働力 家族2名 (主たる従事者1名 補助1名) 雇用1名	所得 720万円 労働時間 3,000時間 主たる従事者 1,300時間 補助者 1,200時間 雇用者 500時間	<資本装備> ・牛舎 ・育成舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・ダンプ 2t ・マニアスプレッター ・プラウ ・発酵処理施設 ・飼料庫 ・堆肥舎 <技術内容> ・優良牛導入 ・ステージ別飼料給与 ・牛群管理パソコンシステム ・発酵飼料の活用 ・稲 WCS、飼料用米利用 ・スマート農業技術	・未利用資源 (イナリ等) の活用 ・耕作放棄地等 (借地) の積極的利用 ・飼料作物生産機械の共同利用 ・複式簿記による経営管理 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 肉用牛 2. 規模 乳牛種・F1種 200頭 3. 生産量 120頭 肥育牛1頭あたり 480kg(枝肉) 4. 単価 乳牛の場合 枝肉 700円/kg F1の場合 枝肉 1,300円/kg 平均 1,250円/kg 5. 所得率 10%			6. 単位規模当りの労働時間 1頭あたり 15時間/年 7. 総労働時間 3,000時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,200時間 雇用者 500時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
肉用牛専業 (乳牛種・F1種)	飼養頭数 300頭 経営面積 3.0ha 労働力 家族2名 (基幹1名 補助1名) 雇用1名	所得 567万円 労働時間 4,500時間 基幹 2,000時間 補助者 1,800時間 雇用者 700時間	<資本装備> ・牛舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・ダンプ 2t ・ ・ ・ ・飼料庫 ・堆肥舎 <技術内容> ・優良牛導入 ・ステージ別飼料給与 ・牛群管理パソコンシステム ・ ・	・未利用資源 (イナリ等) の活用 ・未利用地 (借地) の積極的利用 ・飼料作物生産機械の共同利用 ・複式簿記による経営管理 ・家族経営協定の明文化	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 肉用牛 2. 規模 乳牛種・F1種 300頭 3. 生産量 140頭 肥育牛1頭あたり 450kg 4. 単価 乳牛の場合 枝肉 700円/kg F1の場合 枝肉 1,300円/kg 5. 所得率 9%			6. 単位規模当りの労働時間 1頭あたり 15時間/年 7. 総労働時間 4,500時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,800時間 雇用者 700時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円		

個別経営体 (家族経営)					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
養豚一貫経営専業	繁殖雌豚 80 頭 繁殖雄豚 4 頭 労働力 家族 2 名 (主たる従事者 1 名 補助 1 名) 雇用 1 名	所得 737 万円 労働時間 5,400 時間 基幹 2,000 時間 補助者 1,900 時間 雇用者 1,500 時間	<資本装備> ・分娩ほ育舎 ・繁殖豚舎 ・肥育豚舎 ・倉庫 ・飼料タンク ・堆肥舎 ・尿処理施設 ・自動給餌機 ・消毒装置 ・ダンプ ・バケットローダー ・バキュームカー <技術内容> ・系統豚の利用 ・人工授精の活用 ・繁殖豚の群管理 ・効率的な肥育管理 ・効果的なふん尿処理 ・換気システム ・消毒の徹底 ・育成管理方式 (隔離育成) ・スマート農業技術	・複式簿記による経営管理 ・家族経営協定の締結 ・パソコンによる経営管理	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 養豚 2. 規模 繁殖雌豚 80 頭 3. 生産量 繁殖雌豚 1 頭当たり年間肉豚出荷数 21 頭以上, 出荷体重 113kg 以上 4. 単価 枝肉 460 円/kg (枝肉歩留り 65%) 5. 所得率 13.0%			6. 単位規模当りの労働時間 肥育豚 1 頭当たり 2.6 時間/年 7. 総労働時間 5,400 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,900 時間 雇用者 1,500 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 700 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
養豚一貫経営専業	繁殖雌豚 80 頭 繁殖雄豚 4 頭 労働力 家族 2 名 (基幹 1 名 補助 1 名) 雇用 1 名	所得 550 万円 労働時間 4,264 時間 基幹 2,000 時間 補助者 1,900 時間 雇用者 364 時間	<資本装備> ・分娩ほ育舎 ・繁殖豚舎 ・肥育豚舎 ・倉庫 ・飼料タンク ・堆肥舎 ・尿処理施設 ・自動給餌機 ・消毒装置 ・トラック ・ダンプ ・バケットローダー ・バキュームカー <技術内容> ・系統豚の利用 ・人工授精の活用 ・繁殖豚の群管理 ・効率的な肥育管理 ・効果的なふん尿処理 ・換気システム ・消毒の徹底 ・育成管理方式 (隔離育成) ・	・複式簿記による経営管理 ・家族経営協定の明文化 ・パソコンによる経営管理	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 養豚 2. 規模 繁殖雌豚 80 頭 3. 生産量 繁殖雌豚 1 頭当たり年間肉豚出荷数 20.5 頭以上, 出荷体重 113kg 以上 4. 単価 枝肉 460 円/kg (枝肉歩留り 65%) 5. 所得率 9.9%			6. 単位規模当りの労働時間 肥育豚 1 頭当たり 2.6 時間/年 7. 総労働時間 4,264 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,900 時間 雇用者 364 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,000 円		

組織経営体 (営農組合)					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 55.0ha (借地) 55.0ha 受託作業 20.0ha 労働力 主たる従事者4名 臨時雇用2名	所得 2,461万円 労働時間 8,850時間 主たる従事者 7,200時間 雇用者 1,650時間	<資本装備> ・トラクター100PS 75PS 60PS 40PS ・田植機8条6条 ・コンバイン6条5条 ・乾燥・調製施設 60ha規模 ・播種ライン ・計量タンク ・ドライブハロー4m ・プラウ ・ロータリー ・レーザレベラー ・フルモア ・プロトキスター ・フォークリフト ・マニアスプレッター ・畦塗り機 ・育苗施設 1,080㎡ <技術内容> ・移植栽培 ・適正な水管理 ・畦畔管理の省力 ・スマート農業機械導入 ・飼料用米生産における多収品種の導入	・農地中間管理事業の利用により農地確保 ・ほ場の大区画化 ・品種別栽培記帳 ・経営管理記帳	・定期的な休日 ・雇用導入 ・各種保険加入
算出の基礎					
1. 品目 水稻			5. 所得率 水稻 35%		
2. 規模 主食用 15.0ha 飼料用 35.0ha 受託 刈取、乾燥、調製 20.0ha			6. 単位規模当りの労働時間 水稻 15時間/10a		
3. 生産量 主食用 540kg/10a、飼料用 630kg/10a			7. 総労働時間 8,850時間		
4. 単価 米 主食用 183円/kg 飼料用 10円/kg 飼料用米交付金 110,000円/10a 作業受託 刈取、乾燥、調製 43,200円/10a			8. 雇用者の労働時間 1,650時間		
			9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

組織経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 50.0ha (借地) 受託作業 20.0ha 労働力 基幹3名 補助2名	所得 1,730万円 労働時間 8,100時間 基幹 6,000時間 補助者 2,100時間	<資本装備> ・トラクター100PS 75PS 29PS 27PS ・田植機8条2台 ・コンバイン6条4条 ・乾燥・調製施設60ha 規模 ・乾燥機60石5台 32石2台 ・計量タンク ・ドライブハロー4m ・プラウ ・ロータリー ・レーザレベラー ・フルモア ・プロトキスター ・フォークリフト ・マニアスプレッター ・畦塗り機 ・育苗施設 1,080㎡ <技術内容> ・移植栽培 ・適正品種の組合せ ・適正な水管理 ・乾燥調製作業の受託 ・畦畔管理の省力 ・収穫期間を1か月と る計画的な作付け	・利用権設定により農地確保 ・ほ場の大区画化 ・品目別栽培記帳 ・経営管理記帳	・農事組合法人
算出の基礎					
1. 品目 水稻			5. 所得率 水稻 24.1%		
2. 規模 水稻 50.0ha 受託 刈取、乾燥、調製 20.0ha			6. 単位規模当りの労働時間 水稻 15時間/10a		
3. 生産量 水稻 540kg/10a			7. 総労働時間 8,100時間		
4. 単価 米 184円/kg 作業受託 刈取、乾燥、調製 43,200円/10a			8. 雇用者の労働時間 2,100時間		
			9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円		

個別経営体（法人経営）						(新規)
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様	
水稻専作	水田 80.0ha (借地) 受託作業 20.0ha 労働力 主たる従事者4名 常時雇用 3名 臨時雇用 3名	所得 3,200万円 労働時間 12,600時間 主たる従事者 7,200時間 常時雇用 4,500時間 臨時雇用 900時間	<資本装備> ・トラクター 100PS 75PS 75PS 60PS 45PS ・田植機 8条 6条 ・コンバイン 6条 5条 ・乾燥・調製施設 100ha 規模 ・播種ライン ・計量タンク ・ドライブハロー 4m ・プラウ ・ロータリー ・レーザーレベラー ・フレモア ・ブロードキャスター ・フォークリフト ・マニアスプレッター ・フォークリフト ・畦塗り機 ・育苗施設 1,800 m ² <技術内容> ・移植栽培 ・スマート農業機械導入 ・畦畔管理の省力 ・飼料用米生産における多収品種の導入	・農地中間管理事業の利用により農地確保 ・ほ場の大区画化 ・品種別栽培記帳 ・経営管理記帳	・株式会社 ・定期的な休日 ・雇用導入	
算出の基礎						
1. 品目 水稻			5. 所得率 水稻 30%			
2. 規模 主食用 20.0ha 飼料用 60.0ha 受託 刈取、乾燥、調製 20.0ha			6. 単位規模当りの労働時間 水稻 15時間/10a 刈取、乾燥、調製 3時間/10a			
3. 生産量 水稻用 540kg/10a、飼料用 630kg/10a			7. 総労働時間 12,600時間			
4. 単価 米 主食用 183円/kg 飼料用 10円/kg 飼料用米交付金 110,000円/10a 作業受託 刈取、乾燥、調製 43,200円/10a			8. 雇用者の労働時間 常時雇用 4,500時間 臨時雇用 900時間			
			9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円			
※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。						

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

本町で現に展開されている経営事例を踏まえ、第2の6で示した所得目標の達成を可能とする。新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本町における主要な営農類型を例示すると以下のとおりである。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定している。

組織形態	営農類型
個別経営体 (※1)	露地野菜専作 こかぶ 施設野菜専作 トマト 露地野菜専作(こまつな+ほうれんそう)

※1) 個別経営体

「個別経営体」の経営形態は個人又は家族経営で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあつては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要である。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

本町で現に展開されている経営事例を踏まえ、第2の6で示した所得目標の達成を可能とする。新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本町における主要な営農類型を例示すると以下のとおりである。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定している。

組織形態	営農類型
個別経営体 (※1)	野菜専作 (こかぶ) 施設野菜 (専作) (トマト) 露地野菜専作(こまつな+ほうれんそう)

※1) 個別経営体

「個別経営体」の経営形態は個人又は法人で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあつては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要である。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

個別経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
野菜専作 こかぶ	こかぶ 0.7ha 露地 0.7ha 労働力 家族2名 (主たる従事者1名 補助1名) 雇用1名	所得 273万円 労働時間 5,600時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 2,000時間 雇用者 1,600時間	[資本装備] ・トラクター19PS ・ロータリー ・動力噴霧器 ・野菜洗浄機 ・トンネル資材一式 ・軽トラック [技術内容] ・周年栽培 ・適正な品種構成 ・土づくり ・防虫ネットの使用	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制

算出の基礎

1. 品目 こかぶ	6. 単位規模当りの労働時間 280時間/10a
2. 規模 2.1ha (0.7ha×3回転)	7. 総労働時間 5,600時間
3. 生産量 3,100kg/10a	8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 2,000時間 雇用者 1,600時間
4. 単価 120円/kg	9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円
5. 所得率 35%	

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
野菜専作 こかぶ	こかぶ 1.5ha 露地1.5ha 労働力 家族2名 (基幹1名 補助1名) 雇用1名	所得 251万円 労働時間 3,300時間 基幹 2,000時間 補助者 1,000時間 雇用者 300時間	[資本装備] ・トラクター19PS ・ロータリー ・動力噴霧器 ・野菜洗浄機 ・トンネル資材一式 ・軽トラック [技術内容] ・周年栽培 ・適正な品種構成 ・土づくり ・防虫ネットの使用	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定による担当作業の明文化	・定期的な休日の実施 ・月給制

算出の基礎

1. 品目 こかぶ	6. 単位規模当りの労働時間 220時間/10a
2. 規模 1.5ha	7. 総労働時間 3,300時間
3. 生産量 3,100kg/10a	8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,000時間 雇用者 300時間
4. 単価 120円/kg	9. 1時間当りの雇用労賃 1,000円
5. 所得率 45%	

個別経営体 (家族経営)					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜専作 (トマト)	畑 15 a 施設 15 a 主たる従事者1名 補助1名)	所得 267 万円 労働時間 3,750 時間 基幹 2,000 時間 補助者 1,750 時間	[資本装備] ・ハウス ・トラクター ・防除機 ・作業場、倉庫 ・灌水設備 ・育苗ハウス ・暖房機 ・CO2 発生装置 ・パソコン ・軽トラック [技術内容] ・土壌分析による合理的な施肥 ・品種に応じた栽培管理 ・環境制御技術の改善 ・連作障害回避のための消毒方法	・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 大玉トマト 2. 規模 15a 3. 生産量 半促成トマト 11,000 kg/10a 抑制トマト 4,800kg/10a 4. 単価 半促成トマト 320 円/kg 抑制トマト 300 円/kg 5. 所得率 36%			6. 単位規模当りの労働時間 半促成トマト 1,300 時間/10 a 抑制トマト 500 時間/10 a 7. 総労働時間 3,750 時間 8. 補助者の労働時間 補助者 1,750 時間		

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜専作 (トマト)	ハウス 1,500 m ² 労働力 家族2名 (基幹1名 補助1名)	所得 255 万円 労働時間 3,000 時間 基幹 2,000 時間 補助者 1,000 時間	[資本装備] ・ハウス ・トラクター ・防除機 ・作業場、倉庫 ・灌水施設 ・育苗ハウス ・ ・ ・パソコン ・軽トラック [技術内容] ・土壌分析による合理的な施肥 ・ ・ ・	・連作障害回避のための消毒方法 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定による担当作業の明文化	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 大玉トマト 2. 規模 15a 3. 生産量 半促成トマト 11,000 kg/10a 抑制トマト 4,800kg/10a 4. 単価 半促成トマト 310 円/kg 抑制トマト 300 円/kg 5. 所得率 35%			6. 単位規模当りの労働時間 半促成トマト 1,350 時間/10 a 抑制トマト 650 時間/10 a 7. 総労働時間 3,000 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,000 時間		

個別経営体 (家族経営)					
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜専作 (こまつな+ほうれんそう)	畑 0.9ha 借入地 0.9ha 労働力 家族2名 (主たる従事者1名 補助1名)	所得 271万円 労働時間 2,700時間 基幹 1,700時間 補助者 1,000時間	[資本装備] ・トラクター ・動力噴霧器 ・軽トラック ・作業舎 ・冷蔵庫 [技術内容] ・土壌分析による施肥管理 ・生産性及び耐病性の高い品種の採用 ・品種に応じた栽培管理 ・防虫網の活用	・農作業日誌の記帳活用 ・パソコンによる経営管理 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こまつな、ほうれんそう 2. 規模 こまつな(夏どり)40a ほうれんそう(秋冬どり)50a ほうれんそう(春どり)40a 3. 生産量 こまつな(夏どり)1,840kg ほうれんそう(共通)1,200kg 4. 単価 こまつな 200円/kg ほうれんそう(共通) 440円/kg 5. 所得率 こまつな 36%、ほうれんそう 46%			6. 単位規模当りの労働時間 こまつな 150時間/10a ほうれんそう 250時間/10a 7. 総労働時間 2,700時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,000時間		

個別経営体					
営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜専作 (こまつな+ほうれんそう)	こまつな 30a ほうれんそう 90a 労働力 家族2名 (基幹1名 補助1名)	所得 251万円 労働時間 3,276時間 基幹 2,000時間 補助者 1,276時間	[資本装備] ・トラクター ・動力噴霧器 ・軽トラック ・作業舎 ・冷蔵庫 [技術内容] ・土壌分析による施肥管理 ・生産性及び耐病性の高い品種の採用 ・品種に応じた栽培管理 ・防虫網の活用	・農作業日誌の記帳活用 ・パソコンによる経営管理 ・家族経営協定による担当作業の明文化	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こまつな、ほうれんそう 2. 規模 こまつな(夏どり)30a ほうれんそう(秋冬どり)60a ほうれんそう(春どり)30a 3. 生産量 こまつな(夏どり)1,520kg ほうれんそう(共通)1,050kg 4. 単価 こまつな 180円/kg ほうれんそう(共通) 429円/kg 5. 所得率 51%			6. 単位規模当りの労働時間 273時間/10a 7. 総労働時間 3,276時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,276時間		

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(新設)

- 1 東庄町の特産品であるこかぶやイチゴ、養豚、水稻などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、香取農業事務所香取農業事務所及び千葉県農業者支援センター等の千葉県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や農業協同組合等と連携して、指導や相談対応等に取り組む。
また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。加えて、東庄町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。
- 2 東庄町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて香取農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修や必要となる農用地のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、東庄町が主体となって、香取農業事務所、農業委員会、農業協同組合等の関係機関等が連携して農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。
さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画等の修正等の措置を講じる。
東庄町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促進し、認定農業者へと誘導する。
- 3 東庄町は、千葉県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修、農用地のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
 - ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
 - ② 地域計画の策定区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- 4 東庄町は、農業委員会、農業協同組合と連携して、地域内における作付け品目毎の就農受入、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集し・整理し、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体へ情報提供する。また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、東庄町の区域内において後継者がいない場合は、農業経営・就農支援センターの体制に位置付け

られた関係機関・団体等へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業事務所、千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地域	予想農用地面積 (A)	利用集積の目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)	利用権設定等面積
平地	1,900ha	1,140ha	60%	596ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面積集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他の作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次は、概ね10年後とする。

注3) 利用権設定等面積には、農地中間管理機構から借り受けた面積も含む。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

東庄町の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、台地では、主に露地野菜を中心とする作物の栽培が行われておるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、今後10年で離農等による理由から多くの農地が供給されることが考えられるものの、受け手の確保や戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め遊休化する農地が増加し、東庄町の基幹産業である農業に大きな支障を及ぼすおそれがある。そのため認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導等するとともに、

農地中間管理事業を重点的に推進し、担い手確保及び育成に努める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地域	予想農用地面積 (A)	利用集積の目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)	利用権設定等面積
平地	1,900ha	1,102ha	58%	519ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面積集積についての目標

農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他の作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次は、概ね10年後とする。

注3) 利用権設定等面積には、農地中間管理機構から借り受けた面積も含む。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

東庄町の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、台地では、主に露地野菜を中心とする作物の栽培が行われておるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、今後10年で離農等による理由から多くの農地が供給されることが考えられるものの、受け手の確保や戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め遊休化する農地が増加し、東庄町の基幹産業である農業に大きな支障を及ぼすおそれがある。そのため認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導等するとともに、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農地利用集積円滑化事業や利用権設定等促進事業、農地中間管理事業を重点的に推進し、担い手確保及び育成に努める。

(3) 関係団体等との連携体制

東庄町では、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農地の集約化を進めるため、地域計画の策定を通じて、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、ほ場の調整や基盤整備によるほ場整備を検討し、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

(3) 関係団体等との連携体制

東庄町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東庄町は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」

に定められた方向に即しつつ、東庄町農業の地域特性、即ち、大規模経営体や複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や中小規模農家の混在など幅広い農業者の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

東庄町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

② [削除]

② 利用権設定等促進事業

③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア～イ (略)

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるこかぶ、水稻の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、東庄町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、東庄町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるような調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口をまちづくり課農政係に設置する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東庄町は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、東庄町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

東庄町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① [新設]

① 利用権設定等促進事業

② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、規模拡大に意欲的な農業経営体への農地の利用集積を支援していくとともに、集落を単位(広域的な組織を含む)として農業者の組織化を進め地域全体で農業を展開するシステムの確保を推進していく。

イ 台地部においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活性化する。

さらに、東庄町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 [新設]

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を策定し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 法第4条第3項第1号に掲げる事項に関する事項

東庄町は、地域計画の策定に当たって、千葉県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）〔削除〕

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に係わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）から（エ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に係わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行

(5) 要請及び申出

①～③ (略)

④ [削除]

④ ②から③に定めるに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出する場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申出するものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① (略)

② 東庄町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③～④ (略)

(7) 農用地利用集積計画の内容

(略)

①～⑤ (略)

② 東庄町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 東庄町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、東庄町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 東庄町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出することができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出することができる。

④ 東庄町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出する場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申出するものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 東庄町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 東庄町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、東庄町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 東庄町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住

⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農地法第 6 条の 2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について東庄町農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ (略)

(8) 同意
(略)

(9) 広告
(略)

(10) 広告の効果
(略)

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務
(略)

(12) 紛争の処理
(略)

所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号、以下、「規則」という。）第 16 条の 2 各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意
東庄町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告
東庄町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を東庄町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果
東庄町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務
利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理
東庄町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときには、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(5) 農用地利用規定の認定

① (略)

② 東庄町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③～④ (略)

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める

要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を東庄町に提出して、農用地利用規程について東庄町の認定を受けることができる。

② 東庄町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 東庄町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を東庄町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

<p>② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所</p> <p>イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標</p> <p>ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項</p> <p>エ <u>農地中間管理事業の利用に関する事項</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(7) 農用地利用改善団体の勧奨等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① (略)</p> <p>② 東庄町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、指導、助言を求めてきた時は、関係機関・団体(香取農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構_____等)が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</p> <p>4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所</p> <p>イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標</p> <p>ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項</p> <p>③ 東庄町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。</p> <p>ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</p> <p>イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。</p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画と見なす。</p> <p>(7) 農用地利用改善団体の勧奨等</p> <p>① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。</p> <p>② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。</p> <p>③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 東庄町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。</p> <p>② 東庄町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、指導、助言を求めてきた時は、関係機関・団体(香取農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、<u>農地利用円滑化団体等</u>)が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</p> <p>4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進</p> <p>東庄町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。</p> <p>ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進</p> <p>イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成</p>
--	---

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) (略)

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

東庄町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、市町村____・農協等_____

_____の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

東庄町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 東庄町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。_____

_____ 転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連坦化による効率的作業単位の形勢等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 東庄町は、東総台地地区広域営農団地農道整備事業（平成4年度～令和5年度）により農産物流通の基幹道路を整備し、流通コスト削減及び市場の拡大を図る。

ウ 東庄町は、桁沼地区についても経営体育成基盤整備事業の導入によって農業構造の改善が遅れている土地利用型農業について、農地流動化施策等と連動したほ場整備事業等の実施により農業生産の大規模な面的集積を促進し、担い手育成に向けての基盤整備事業のモデルとなる生産性の高い農業経営の確保を図る。

エ 東庄町は、地域の農業に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

東庄町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、市町村公社・農協等の農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業並びに研修等事業を実施している者に限る。）の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

東庄町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 東庄町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、新宿地区の農事組合法人新宿営農組合、石出地区の農事組合法人石ファームが行っているような面的な広がりでの田畑転換を実施する集团的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連坦化による効率的作業単位の形勢等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 東庄町は、東総台地地区広域営農団地農道整備事業（平成4年度～平成26年度）により農産物流通の基幹道路を整備し、流通コスト削減及び市場の拡大を図る。

ウ 東庄町は、桁沼地区についても経営体育成基盤整備事業の導入によって農業構造の改善が遅れている土地利用型農業について、農地流動化施策等と連動したほ場整備事業等の実施により農業生産の大規模な面的集積を促進し、担い手育成に向けての基盤整備事業のモデルとなる生産性の高い農業経営の確保を図る。

エ 東庄町は、地域の農業に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

東庄町は、農業委員会、香取農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第2、第4、第5で掲げた目標や第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、_____農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、_____相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、東庄町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第2の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

ア 受入環境の整備

県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や香取農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（各種研修等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう、本町関係部署や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。また、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着にむけた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

東庄町が主体となって千葉県立農業大学校や香取農業事務所、農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し新規就農者に研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行うとともに、その情報を共有する。

また、就農準備資金・経営開始資金の就農状況確認のための面接等により、香取農業事務所改良普及課等を含めた関係者で当該新規就農者等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直し等の地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、香取農業事務所や農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、よりきめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始型や経営開始資金、農地利用効率化等支援交付金等国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制

東庄町は、農業委員会、香取農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第2、第4 _____で掲げた目標や第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、東庄町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、東庄町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第2の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センター _____や香取農業事務所、JA かとり _____などと連携しながら、就農相談会を定期的開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（各種研修等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう、本町関係部署や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。また、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見をひろめられるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着にむけた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

東庄町が主体となって千葉県立農業大学校や香取農業事務所、農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し新規就農者に研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行うとともに、その情報を共有する。

また、青年就農給付金 _____の就農状況確認のための面接等により、香取農業事務所改良普及課等を含めた関係者で当該新規就農者等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直し等の地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、香取農業事務所や農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、よりきめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年就農資金、経営体育成支援事業 _____等国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、青年農業者等育成センター _____

に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては香取農業事務所、農業協同組合、東庄町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 [削除]

技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学等、就農後の営農指導等フォローアップについては香取農業事務所、農業協同組合組織、東庄町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

東庄町においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 東庄町における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は東庄町全域とする。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、千葉県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、東庄町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、東庄町から承認を得るものとする。

	<p>② 東庄町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 基本構想に適合するものであること。</p> <p>イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</p> <p>(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。</p> <p>(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</p> <p>(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</p> <p>(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、都道府県農業会議、東庄町農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。</p> <p>(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</p> <p>③ 東庄町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>④ 東庄町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を東庄町の公報等への記載により公告する。</p> <p>⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。</p> <p>⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等</p> <p>① 東庄町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。</p> <p>② 東庄町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p>③ 東庄町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。</p> <p>ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。</p> <p>イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。</p> <p>④ 東庄町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を東庄町の公報等への記載により公告する。</p>
--	---

	<p>(4) <u>東庄町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合の手続き</u> 東庄町が農地利用集積円滑化事業を実施する団体となる場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。</p> <p>① 東庄町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。</p> <p>② 東庄町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、東庄町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。</p> <p>③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>④ 東庄町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>⑤ 東庄町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を東庄町の公報等への記載により公告する。</p> <p>⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。</p> <p>(5) <u>農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方</u> 認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。</p> <p>(6) <u>農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</u></p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。</p> <p>② 農地所有者代理事業を実施する場合には、要綱通知参考様式5を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。</p> <p>③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。</p> <p>イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。</p> <p>ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</p> <p>④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。 この場合の「正当な理由」とは、委任の申込みのあった土地が、例えば、次のような場合であること。</p> <p>ア その土地の農業上の利用を図るためには相当のコストを要する等周辺の農用地等と比して農用地等としての機能が著しく低下している場合</p> <p>イ その土地の土壌が汚染されている等農用地等としての利用に適さないものである場合</p> <p>ウ その土地の所有権につき争いがある場合</p> <p>⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。 この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。</p> <p>(7) <u>農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準</u></p>
--	---

第7 その他
(略)

附 則
1 この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。
2 この基本構想は、平成27年2月1日から施行する。
3 この基本構想は、令和5年〇月〇〇日から施行する。

別紙1 (第6の2 (1) ⑥関係)
次に掲げる者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他政令で定める者を除く。))である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受けた土地の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。))又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。))

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。))として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。))の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。))として利用するための利用権の設定等を受け

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の現地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業事務所、千葉県立農業大学校、千葉県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業事務所、農地中間管理機構等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他
この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則
1 この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。
2 この基本構想は、平成27年2月1日から施行する。

別紙1 (第5の1 (1) ⑥関係)
次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。))

の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規程による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。))又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。))

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。))として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。))として利用するための利用権の設定等を受ける

る場合・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第5号、第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第6の2(2)関係)

- I (略)
- II (略)
- III (略)
- IV (略)

場合・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第5号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第5の1(2)関係)

別紙2（第6の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相 当でないと思えられる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第5条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合は、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとした場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき東庄町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

IIからIV 略

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相 当でないと思えられる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合は、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p><u>この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産省事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</u></p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとした場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき東庄町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

IIからIV 略